令和８年８月 10 日(月)

令和８年第２回岸和田市貝塚市広域事務組合議会定例会

会　　議　　録

岸和田市貝塚市広域事務組合

令和８年第２回岸和田市貝塚市
広域事務組合議会定例会議事日程

令和8年8月10日（月）
午後1時30分　開　議

第　１		会期決定について
第　２	報告第１号	令和７年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について
第　３	議案第４号	令和８年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

追加日程

第　４		一般質問

出席議員（14名）

1番	阪口　勇	2番	阪口芳弘
3番	田畑庄司	4番	蓮池陽佑
5番	八野裕嗣	6番	前園隆博
7番	岩﨑雅秋	8番	宇野真悟
9番	河合達雄	10番	小西拓槙
11番	中井良介	12番	西田武史
13番	藤原豊和	14番	南　加代子

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	牛尾治朗	副管理者	佐野英利
事務局長	太田健一	事務局次長	梶本順也
総務課長	河合幸代	環境技術課長	河野道弘

午後１時30分開会

○宇野真悟議長

ただいまから令和８年第２回岸和田市貝塚市広域事務組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況につきましてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○宇野真悟議長

ただいまの報告のとおり、出席議員は14名をもちまして会議は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、広域事務組合議会会議規則第107条の規定により、私から、３番田畑庄司議員、４番蓮池陽佑議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第１、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の１日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○宇野真悟議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は１日に決定いたしました。

次に、日程第２、報告第１号令和７年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告を求めます。牛尾治朗管理者。

○牛尾治朗管理者

ただいま上程の報告第１号令和７年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、複数年で施工するため、継続費として議決を賜っておりますクリーンセンター大規模改修事業の令和６年度及び令和７年度で未執行となりました２億5,949万円につきまして、翌年度へ逓次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、議会にご報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○宇野真悟議長

ただいまの報告につきまして、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○宇野真悟議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

次に、日程第３、議案第４号令和８年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。牛尾治朗管理者。

○牛尾治朗管理者

ただいま上程の議案第４号令和８年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

当点検整備工事は、法に定められた毎年の点検と機器の劣化に伴う必要な整備を併せて効率的に行おうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○宇野真悟議長

次に、詳細説明を求めます。太田事務局長。

○太田健一事務局長

それでは、議案第４号令和８年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約について、２週間前にご配付させていただいております議案第４号参考資料に基づき説明させていただきます。

１ページの議案参考資料１をご覧ください。

こちらの表は、今回の定期点検整備工事におけ

る概要を一覧表にしたものでございます。表には、整備工事を行います施設や設備を①から⑨までの９項目に分類し、点検整備機器の名称や設備の概要について示しております。

整備工事の内容につきましては、２ページ、参考資料２の施設のプラント全体フローシートを基に説明させていただきます。

主な整備工事の内容については、図面中の着色部分に丸つきの番号で示してございます。この番号は、１ページ目の参考資料１の一覧表の番号とも合わせております。また、対象となります設備の分類を左下に凡例で示しておりますので、併せてご覧ください。

まず、図面左、中ほど上、ピンク色に着色した①は、ごみクレーン操作室に設置しております受入れ供給設備の火災検知装置です。可燃ごみに混じってピットに投入された不適物などによる発火を早期に検知し、消火用放水銃と連動して自動的に火元に放水して消化する火災検知装置の点検整備を行います。

次に、図面左、中ほど、オレンジ色に着色した②は、ごみを焼却する燃焼設備部分です。全炉において劣化した耐火れんがの部分交換、耐火物の点検補修や付着した灰などを掃除除去の上、廃棄物処理法に基づく機能検査を行います。

次に、③は②のすぐ上、青色の着色箇所になります。燃焼ガス冷却設備で高温、高圧の蒸気を発生させるボイラ部分でございます。ボイラ水管は腐食性の排ガスにさらされる箇所で、劣化が激しい３号炉のボイラ水管の一部、約16平方メートル部分を溶接により肉盛りを行います。

また、ダイオキシン類の蓄積を防ぐためボイラ、Ｓ／Ｈと示しております加熱器、ＥＣＯと示しております節炭器に付着した灰などの清掃除去を行います。さらに、ボイラに附属しているポンプや弁類についても整備や更新を行います。

②、③につきましては高所での作業となり、焼却炉内での複雑で大がかりな仮設足場の設置が必要となってまいります。作業場所は狭く、法令で定められた防護服、防護マスク、防護眼鏡などの保護具を着用するため、作業環境は極めて厳しく、非常に効率が悪くなっております。これら焼却設備とボイラ部分の整備が今回の主たる工事内容となります。

次に、④は図面中ほど、緑色に着色した箇所で、排ガス処理設備の一部で、焼却飛灰を集じんするろ過式集じん機です。２号炉のバグフィルタ制御盤内の部品の更新を行います。

次に、図面左上、黄色に着色した⑤は、余熱利用設備の蒸気タービンでございます。高温、高圧で蒸気タービン発電機を高速回転させるもので、使用しているオイルの劣化程度の分析やタービンに付着している弁類について整備を行います。

また、今年度は蒸気タービンの安全管理審査を受審しなければならないため、蒸気タービンの開放点検を行います。これは、電気事業法に基づき、火力発電設備の設置者が行う定期事業者検査の体制と実施方法が技術基準に適合しているかを国の登録安全管理審査機関が審査する制度で、ボイラーが２年毎、蒸気タービンが４年毎に受審が義務づけられております。

次に、⑥は図面右に茶色に着色した箇所で、飛灰固化装置です。焼却により発生した飛灰を薬品と混ぜ合わせ、有害物質を閉じ込めピットに送る装置で、点検整備を行います。

また、１ページ、参考資料１にお戻りお願いします。

表の下のほうですけれども、⑦電気設備でございます。当クリーンセンターの発電設備は、最大で一般家庭約２万軒分の利用量に相当する電気を発電することができる規模のごみ発電所でございます。電気事業法に基づく検査を行います。これらの検査については、全炉を停止した上で、仮設の発電機を備えての作業となります。

また、検査の範囲については、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、施設全体が対象となります。今回は、電気設備の異常を検知した際に電気を遮断する機器と伝送機器の通信ケーブルを更新

します。

次に、⑧雑設備では、排ガス洗浄で使いますアンモニアガスの漏えいを検知するガス検知器などの点検整備を行います。

次に、⑨のリサイクルプラザでは、各コンベヤに配置していますごみの発火を早期に検知する炎検知装置等の点検整備を行います。

以上が整備工事についての主な内容でございます。

続きまして、工事工程についてご説明させていただきます。３ページ目、参考資料３、工事工程表をご覧ください。

各焼却炉と共通設備の点検整備について、工程を示したものでございます。契約締結後は、１号炉、２号炉、３号炉の順で焼却炉の運転計画に基づき炉を停止し、点検整備工事を進めてまいります。

共通設備となります蒸気タービン発電機、電気設備などの点検整備につきましては、10月の上旬から下旬にかけての約３週間の予定で全炉を停止して行います。なお、全炉停止期間中についても、ごみの受入れ業務は通常どおり行うこととしております。

工期としましては、工事完了後の性能確認なども含めまして、令和９年３月31日までとしております。

また、契約しようとする金額は、議案書に記載のとおり４億887万円でございます。

なお、契約の相手方は、当クリーンセンターの建設工事の設計・施工業者である川崎重工業株式会社関西支社であり、工事期間中におきましては、ごみ処理の運営に支障なく施工する必要があることから、施設全体の品質を理論的、技術的に把握していることが必要不可欠であるため、随意契約しようとするものでございます。

工事請負契約の説明は以上でございます。

○宇野真悟議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○宇野真悟議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○宇野真悟議長

討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○宇野真悟議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第４、一般質問に入ります。通告がありますので、発言を許します。河合議員。

○９番　河合達雄議員

岸和田市の河合です。議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

岸和田市、貝塚市で人口減少に伴うごみ減少とそれに反比例する１人当たりのコスト増について、現状認識と具体的な数字についてお教えください。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

まずは、当組合の予算及び決算につきまして、全ての収支を差引きした後、なお不足する部分について、構成市に分担金として負担を求める形になっております。

具体的な数字としましては、岸和田市がごみ袋の有料化を始めた平成22年で比較しますと、ごみ１人当たりの決算額は約１万2,938円で、令和５年度は１万4,627円となっております。一方で人口は同じ時期までで約８％の減少となっており、ごみの総処理量は約５％減少しております。

近年の決算額が増加した主な要因は、令和元年

度から５年をかけてプラント部分の基幹改良工事と、令和３年度からの建物の大規模改修工事を実施したことが挙げられます。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

ありがとうございます。それでは、負担減のために忠岡町との連携の可能性についてお伺いします。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

お答えします。

負担減のための連携については、現在、忠岡町の一般廃棄物処理計画では公民連携により、令和14年度中に新設の地域エネルギーセンターを稼働させ、令和15年度の供用開始を予定されております。令和６年度からは既に民間業者にごみの中間処理を委託しており、現段階では、新設の地域エネルギーセンターの環境影響評価等の手続が進められると聞いております。

仮に、忠岡町のごみを当組合が受け入れる場合、多くの課題が存在します。ごみ処理に関しては分別の違いや処理方法の違い、住民負担になる処理料金の違い、搬入ルート変更に伴う収集形態の再構築などがあります。

また、ごみの搬入に関しては、車両増加に伴う計量や搬入、洗車等の待ち時間の増加、地元地域の交通量の増加、現在は阪南２区への進入路の橋は片側１車線で、大阪府へは長年にわたり片側２車線を要望していますが、開通のめども立ってない状況です。

さらに、ごみ量の増加に伴う当組合による環境負荷の増加、事務処理や運転管理の人員や維持管理費の増加も懸念されます。

地元との協定書には、環境負荷の低減や岸和田市と貝塚市のごみを処理すると定めてあります。

以上のように、忠岡町の連携には多岐にわたる課題があるのが現状です。

これまで忠岡町さんからは、令和７年６月に職員の方が来訪され、ごみの受入れについては課題が多い旨をお伝えしております。しかし、それ以降の受入れに関する具体的な協議は行われておりません。当組合では正式に検討を依頼された認識はございません。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

それでは、人件費高騰によって１人当たりの経費も増えているようです。経費を下げるため、かつては泉佐野市のごみの搬入の話もあったと聞いております。

一方、忠岡町では新しくごみ焼却場建設の話もあり、岸和田市議会でも何人もの議員が質問しています。今年３月の忠岡町議会では、是枝町長が、現在予定されている大栄環境だけでなく、広域事業組合を含めて選択肢にある旨発言されていますが、和泉市、泉大津市、高石市から成る泉北環境整備施設組合へ、杉原前町長時代、３回打診があったものの、いずれも撤回されているようです。

近隣にあるもう一つの一部事務組合である本組合に対しても、忠岡町から受入れ打診のようなものがあったとも聞いておりますが、その受け止めについて両者で温度差があるかもしれませんので、本組合として、忠岡町と連携の可能性について、どのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

忠岡町との連携につきましては、忠岡町さんからの町の判断がまだ示されてはおりません。民間業者との連携がまだ進んでいる状況にありまして、広域でしたいという町長のご意思もありますけども、広域でしたいという方向が泉北環境のほうへ向いているのか岸和田市貝塚市のほうへ向いているのか、その辺もまだ明確にはなっておりません

ので、それが忠岡町さんの判断が出次第、またうちの組合のほうも協議したいと思います。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

ありがとうございました。それでは、焼却施設から発生する焼却灰は年間どの程度発生しているのか、その処理方法や処分についてもご説明ください。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

お答えします。

焼却施設から発生する焼却灰等は、令和７年度の実績で年間１万362トンで、焼却灰は7,940トン、バグフィルタから生じます飛灰固化物が1,993トン、あと瀬戸物が429トンと、今、全量を大阪湾フェニックスセンターへ埋立てしております。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

ありがとうございます。焼却灰等の埋立て処分に要する年間費用はどのくらいあるのでしょうか。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

お答えします。

埋立て処分費は、大阪湾フェニックスセンターで１トン当たり１万2,870円です。年間、組合からは１万362トン排出しておりますので、年間処理費用は合計１億3,340万5,272円になります。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

ありがとうございます。焼却灰の資源化や有効利用に向けた取組や現状について、お教えください。

○宇野真悟議長

太田事務局長。

○太田健一事務局長

お答えします。

当クリーンセンターの建設当初は、焼却灰を高温で溶かす灰溶融炉設備が稼働させておりました。資源化については、平成24年頃までは灰溶融炉から排出される溶融スラグの有効利用に向けて検討委員会を立ち上げ、検討や協議を重ねてまいりました。

しかし、溶融スラグの品質や性状を継続的に安定させることが困難であったことに加え、道路の路盤材に利用した際、将来の撤去時に発生する粉じんに含まれるダイオキシン類が飛散するのではないかという懸念も示されました。

その後、費用対効果や運用の安全性を総合的に勘案した結果、平成24年度末に灰溶融炉は廃止いたしました。現在は全量を大阪湾フェニックスセンターへ埋立て処分しております。

以上です。

○宇野真悟議長

河合議員。

○９番　河合達雄議員

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○宇野真悟議長

これをもちまして一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和８年第２回岸和田市貝塚市広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後１時53分閉会

上記会議録の正確なるを証するため、ここに署名する。

岸和田市貝塚市広域事務組合議会 議　　長　宇野　真悟	
同　議　員　田畑　庄司	
同　議　員　蓮池　陽佑	

令和8年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件　　名
報告第1号	令和7年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について
議案第4号	令和8年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

岸和田市貝塚市広域事務組合

報告第１号

令和７年度岸和田市貝塚市清掃施設組合

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 145 条第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和８年８月 10 日

岸和田市貝塚市広域事務組合

管理者　牛　尾　　治　朗

令和７年度　岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和７年度継続費予算現額			支出額及び支出見込み額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	府支出金	地方債	その他
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター大規模改修事業（リサイクルプラザ棟外）	円 500,000,000	円 150,000,000	円 200,000,000	円 350,000,000	円 90,510,000	円 259,490,000	円 259,490,000	円 34,990,000	円	円	円 224,500,000	円
合　　計			500,000,000	150,000,000	200,000,000	350,000,000	90,510,000	259,490,000	259,490,000	34,990,000	0	0	224,500,000	0

議 案 第 4 号

令和8年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備
工事請負契約の締結について

令和8年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月 10 日提出

岸和田市貝塚市広域事務組合
管 理 者　　牛 尾　治 朗

記

1　契約の目的　令和8年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

1　契約の方法　随意契約

1　契 約 金 額　金408，870，000円

1　契約の相手方　大阪市北区曽根崎二丁目 12 番7号（清和梅田ビル）
川崎重工業株式会社 関西支社
支社長　　田坂 秀樹